

# 行政相談週間が始まります！

総務省は、国民の皆様には行政相談制度を広く知って利用していただくため、毎年10月に行政相談週間を設けています（令和5年度は、10月16日（月）から22日（日）まで）。東北管区行政評価局及び宮城県内の行政相談委員はこの週間を中心として、次のとおり、行政相談制度及び改善事例を紹介するパネルの展示、イベント会場での広報活動、住民からの困りごとの相談受付などを行います。

## ◆ 行政相談パネル展の開催

【日時】10月3日（火）～5日（木）10時～18時（最終日は16時まで）

【場所】AER（アエル）2階 アトリウム（仙台市青葉区中央1-3-1）

※上記以外の時間帯は職員不在ですが、見学は可能です。

行政相談マスコット

「キクーン」が登場します！

時間不定期



## ◆ 行政困りごとと特設相談所の開催（別添1参照）

【日時】10月26日（木）10時～15時

【場所】AER（アエル）6階 セミナールーム1（A・B）

（仙台市中小企業活性化センター）

※ 予約優先：10月16日（月）10時から予約受付開始

【予約先：022-262-7839】



## ◆ 行政相談委員による行政相談所の開設（別添2参照）

県内の行政相談委員が、行政相談所や行政相談パネル展などを延べ135か所で開設します。

（本件照会先）

東北管区行政評価局 総務行政相談部

行政相談課長 五十嵐 文敏

総務省行政相談センター

まぐみみ宮城

電話：022-262-7839

## ◆ 行政相談とは？

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。

## ◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約5,000人(各市町村に1人以上、宮城県内では98人)配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

## ◆ ご相談はこちら

行政相談は、以下により電話、対面、郵便、FAX、インターネットで受け付けています。



総務省行政相談センター

まくみみ宮城



〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎11階  
(担当) 東北管区行政評価局 首席行政相談官室

行政苦情110番 **0570-090110**



行政困りごと相談所 (藤崎デパート一番町館6階)

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-4-1

☎ **022-263-6201**



行政相談委員による行政相談所 (定例相談所)

「行政相談委員オフィシャルウェブサイト」や、  
市町村広報誌をご確認ください。

